

森林資源の活用と山村の暮らし

—奥三河の林業と木地師の活動を中心として—

A Study on the efficient use of forest resources and in the mountain village life

—Focusing on the forestry in the Okumikawa area and the Kijisi's occupation—

筒井 正 Tadashi Tsutsui

抄録

わが国においては、国土の約7割を森林が占めている。森林の荒廃が進み、私たちの生活に様々な影響を及ぼしている。美しい日本の景観を破壊したのは、自然の猛威だけではない。過度な森林伐採や林業政策の誤りといった人為的な要因によるところが大である。森林の荒廃は国土の荒廃であり、復興が極めて困難な負の遺産として次世代に手渡すこととなる。

過去の歴史を知ることは、現代社会が抱える課題を解決する手がかりとなる。本論では、先人たちの森林資源の利用とその保護や管理の実態について概観する。そして、奥三河を事例として、今日までの山間地域における林業の推移や山の民である木地師の活動を通して、人と自然との関わり、すなわち「自然との共生」について若干の考察をおこなう。

キーワード

基層文化、木地師、森林・林業基本法、土地倫理

目次

- 1 山村と生業
- 2 日本の林業の変遷
- 3 奥三河の林業とその展開
- 4 戦後の林業の歩み
- 5 まとめにかえて

1 山村と生業

1.1 山村の定義

山村は、農村・漁村とならんで用いられることが多い。一般に山間部に位置する集落を山村と呼んでいる。では、学術用語としての山村は、どのように定義されているのであろうか。広辞苑によれば、「山間の村」とあり、『日本大百科全書』は、「山地にある、林業に依存することの多い村落。立地条件と生業の種類から、他の類型の村落と区別されるのであるが、いずれも相対的な基準であるため、一義的

な規定はできない」と説明している。

学術用語として、山村が用いられるようになるのは第一次世界大戦のことである。千葉徳爾によれば、「当時の貧民救済を実施する目的で、官公庁が農村や漁村とならんで山村という語を使用したのがはじまり」であるという（千葉、1976）。

地理学の立場から田畠久夫は、「山村に関して多大の関心を有してきた民俗学・民族学・社会学・人文地理学などの諸科学分野において、概念上の基本項目について共通認識が存在していない」と指摘し、研究者が提示する山村の概念を整理して、「山村」

とは、「山場にある村落つまり山地あるいは山間部に位置するという自然地理学的条件と、主として木材などの山地資源の採取利用を生業とする経済的側面を有するという二面性をもつ集落である」と整理した。その上で、山地資源利用のタイプをもとに、1) 狩猟 2) 木地屋 3) 焼畑経営の3つの集落形態に類型化し、全国各地の山中に散在する木地屋集落をその典型としている（田畠、2002）。

社会学の立場から大野晃は、「山村」を「地域の多くが森林で覆われており、山地農業と林業によって、生活の基盤が支えられている人々が、その生産と生活を通して相互に取り組んでいる社会」と定義している（大野、2005）。

1.2 基層文化の担い手としての山の民

民族の文化は、高度な価値創造の成果である文化（制度・芸術・建造物などで、歴史学が研究対象とする文化）と慣行的生活全般、長い世代にわたり持続し伝承される文化（民俗文化・習俗・伝承などで、民俗学が研究対象とする文化）に大別される。ドイツの民俗学者H・ナウマン（Hans Naumann）は、前者を表層文化、後者を基層文化と命名した。

わが国では、日本民俗学を創立した柳田国男が、日本人を「稻作農耕文化の民」と位置づけ、農耕文化を日本の基層文化と規定した。ところが、1970年代に入って、各地で発掘調査が行われ、考古学研究が進むなかで、縄文時代早期の遺跡から栽培されたクリやソバ、ムギなどの栽培種が出土し、焼畑農耕の存在が明らかとなった。

同じころ、基層文化との関連において、中尾佐助（栽培植物学者）、佐々木高明（民族学者）らによつて提唱された照葉樹林文化論が脚光を浴びるようになった。この照葉樹林文化論は、ヒマラヤから東南アジア北部山地、中国南部を経て西日本にいたる常緑広葉樹林帯に共通してみられる文化で、野生種のクズ、ワラビ、トチやドングリなどのアケや渋抜きの技術、チャの飲用習慣、漆の利用など共通した文化要素をもつ。照葉樹林文化が、縄文前期の6,000年前に日本列島に伝播し、中期にかけて全国に広がった。そして、縄文後期、4,000年前には雑穀・根菜型の焼畑農耕段階にはいった。その後、2500年ほど前に、中国長江中流域から水稻農耕文化が朝鮮半島経由で九州に伝わり、農耕文化の段階に至った。

東アジアの照葉樹林地帯で成立した焼畑文化が日本の基層文化であるという考え方支配的となつた。

焼畑や森の文化を基層とするならば、基層文化の担い手は山地に居住する山の民ということになる。

1.3 山村研究の意義

山村研究に林業は不可欠の要素である。しかしながら、林業に従事している山村住民を対象にした研究はほとんどおこなわれていない（倉重、2012）

中山間地域に位置する集落から人口流出が進み、過疎化が深刻な社会問題となるなかで、大野晃は、社会的な共同生活の維持が困難な状況にある集落を「限界集落」と命名し、すでにこの言葉は人口に膚炙した感がある（大野、1991）。

2001年に全国町村会は、「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか」という提言をとりまとめて公表した。その提言によれば、農山村が保持する価値として、次の5つを挙げている⁽¹⁾。

- ①生存を支える—多様な農産物を生み出し、都市に供給する。
- ②国土を支える—国土保全・水源のかん養・自然環境の保全など多様で多面的な機能を果たす。
- ③文化の基層を支える—日本文化は多様であり、日本文化の基層を形成してきた。
- ④自然を活かす—日本再生に不可欠な視点は、自然や環境をいかに守り、再生し、どう活かすか、である。
- ⑤新しい産業を創る—観光やグリーンツーリズムの分野での開発の促進。

全国町村会の提言のポイントは、山村の果たす役割の見直しを求めている点にある。今まで、山村を森林資源の供給地、すなわち経済的な観点のみで評価してきた。全国町村会の提言はこの経済至上主義的な価値観から脱却して、森林が本来持っている公益性（多面的機能）、山村の評価の見直しをアピールしたものである。

この提言の背景には、農山村地域の過疎化、集落の消滅、そしてその結果として放棄地の急増、森林荒廃など深刻な問題が表面化してきたからである。

明治維新期の政府による社会システムの一大変革によって、森林資源を活用して生計を維持してきた多くの山の民が山から閉め出されてしまった。その代表的な事例が後述するごとく木地師たちであった。全国各地の山間部に散在していた木地師たちは、廃業、転業を余儀なくされ、木地師集落は消滅するに至つた。

松沢裕作によれば、明治初期の日本国内の町・

村の総数は 78,280 であった。1889 年、憲法発布の直後に「市制・町村制」が施行され、国策として合併が断行され、町・村数は 15,859 に激減した。これを「明治の大合併」とよぶ。その後の産業構造の変化、都市化の進展などにより、山間地の集落からの人口流出によって消滅する集落が相次ぎ、1945 年には、10,520 に減少した。その後、戦後復興が進む中で、国や都道府県の積極的な指導により町村合併促進法（時限立法、1953-1956）が制定され、1956 年には、約三分の一の 3,975 に減少した。この町村合併を「昭和の大合併」と呼ぶ（松沢、2016）。

1990 年代にはいって、バブル経済が崩壊し、景気が後退してデフレ・スパイラルに陥り、国債依存度が急上昇するなかで、政府は行財政改革の一環として自治体数 1000 を目標に合併の促進をはかった。合併特例債の発行および地方交付税の合併算定替の交付期限の延長など政府の手厚い財政支援措置と、一方で、三位一体改革による地方交付税の大幅な削減により、2004 年に 3,100 であった市町村数は、2006 年に 1,831、2016 年に 1,718 となっている。この町村合併を「平成の大合併」と呼ぶ。

アメとムチによる政府主導の強引ともいえる町村合併が進められるなか、2006 年、全国町村会は「私たちは再び農山村の大切さを訴えます」と題する提言をとりまとめて公表した。同提言の中で、政府主導の「平成の大合併」について、「今回の合併の進め方について、国や都道府県が合併気運の醸成を半ば強制的に図るという姿勢が示され、手法がとられたことは、地方自治の理念に反するものと言わざるを得ません。市町村合併という自治の根幹に関わることについては、あくまでも真に地域の自主的な判断に基づくものでなければなりません。」と述べ、強引ともいえる国策の合併を厳しく批判した⁽²⁾

市町村合併は、自治体の統廃合であり、旧市町村は名称こそ変更されたが消滅したわけではない。したがって、市町村合併のデータから廃村の実態を伺うことはできない。

廃村研究の第一人者浅原昭生は、過疎地域の研究を行う一方、全国の廃村 1000 カ所以上を訪ね歩き、関係者へのインタビューを通じて、集落の歴史や廃村の経緯を調査して報告書を出している。浅原は国土交通省の「過疎地域等における集落現況把握調査」や自身の調査データなどをもとに「1960-1998 年の間に過疎地域において 1,712 集落が廃村」になり、「全国の過疎地域 775 市町村に属する 62,273 集落中、

限界集落は 7,878 集落」にのぼるという。また、「機能の維持が困難な集落は 2,917 集落」あり、このうち「423 集落は 10 年以内に消滅の可能性」があり、2,220 集落は「いずれ消滅」すると指摘している（浅原、2012）。

1960 年代の高度経済成長にともなって、農山村地域から人口流出、燃料革命による薪炭業の衰退、市町村合併に伴う学校の統廃合、住民サービスの低下などが相まって、農山村の過疎化が急激に進んだ。その結果、浅原が報告しているように、山間部に位置する多くの山村が廃村となった。

山村の問題は特定地域の問題ではなく、全国の問題でもある。農山村は、経済至上主義の論理では、推し量ることのできない、かけがえのない価値や機能を持っている。ひとたび失われてしまえば、復元するのは容易ではない。

資本主義の発達が、農山村の人々を都市労働者として押しだし、農山村は過疎化の一途をたどた。農山村の衰退は、森林荒廃をもたらす。森林の美しい景観は、幾世代にもわたる人と森との適度な関わり（共生）があったからこそ、持続できたのである。廃村となった集落につながる里山や山林は荒廃に向かい、河川の氾濫や自然災害を引き起こす。下流域に暮らす人々に深刻な影響を及ぼすこととなる。

農山村を論じることは、すなわちその下流域や都市を論じることにつながる。資本主義が生きづまり、経済至上主義からの脱却を議論すべき時に来ていると考える。農山村研究の意義は、まさに、地域社会が抱える問題にとどまらず、今後の日本のありかた、すなわち、日本の社会全体の問題へと広がりを持っている点にある。

2 日本の林業の変遷

2.1 植林のはじまり

福井県三方町に所在する鳥浜貝塚（縄文時代草創期から前期にかけての遺跡）から、丸木舟、櫂、石斧の柄、丸木弓、鉢、椀など、多種・多量の木製品が出土した。丸木舟は、スギの木を加工したもので長さ 6m、最大幅 63 cm の大きなものである。木製容器や櫛などには朱や黒の漆が塗られ、漆工芸の技術が高度に発達していた。

一方、青森県の三内丸山遺跡（縄文中期を代表する遺跡）からは、大量の木の実や栽培種のクリや漆で加工した器物が出土し、また、直径 1m のクリの

巨木を使った大型掘立柱建物跡が発見された。

縄文時代には、すでに森林資源を有効に利用する知恵と技術を持っていたと考えられる。登呂遺跡(弥生中期の遺跡)で発見された水田跡から、2,000枚にのぼる矢板が出土している。樹木は、住居や家具、農業など生活に欠かせない森林資源であった。

最古の歴史書である『日本書紀』には、樹木の使用に関して、興味深い記述が見られる。スサノオノミコトの説話のなかに、「日本は島国だから、舟がないくては困る。そこでスギとヒノキとマキとクスノキを生んで、ヒノキは宮殿に、スギとクスは舟に、マキは棺に使えとそれぞれの用途を教えた」というのである。これが文献に見る植林の初見である。スギとクスノキは水に強く、ヒノキは耐久性に優れており、マキは腐りにくい特徴がある。すでに、木の性質を熟知していたことが伺われる⁽³⁾。また、万葉集には「いにしへの人の植えけむ杉が枝に霞たなびく春は来ぬらし」という歌が載せられている。万葉の時代以前から人々は木を植えて、山野を管理してきたのであった。

2.2 古代～中世の林業

田中淳夫は林業を「一定規模の人間社会があり、そこに、必要な資源として木材を組織的に調達する作業」であり、「継続的な森の利用があって、初めて産業と言える」と定義し、奈良県桜井市の纏向遺跡から発見された大型の木造建造物や大規模な集落跡から出土した木材(ヒノキ)の分析などをもとに、「日本の林業は3世紀頃に成立していた」と推定している(田中, 2014)。

縄文時代以来、人々は日常生活を支える食料や衣料、燃料、家屋、家財、道具の材料など、様々な資材を山野から獲得し、さらに、森林を焼き払って「焼き畑」をおこなうなど山野と密接な関係にあった。

国土統一がすすみ、王権による支配が拡大するなかで、山野には建築用の材木を調達するための柵(田上柵、甲賀柵など)が置かれ、また、牛馬の飼育や増殖をするための牧、狩猟用の禁野など多くの組織、施設が設けられていた。しかし、古代の為政者は、あくまでも木材などの収奪に関心があり、山野について、養老律令に「山川藪沢之利、公私共之」とあり、公私共利の地と定められていた⁽⁴⁾。

大規模な建造物の建築、土木工事などがおこなわれるたびに、大量の樹木が伐採される。過度に森林伐採がおこなわれ、その再生能力を超えると山は荒

廃する。7世紀の後半、政治の中心地であった飛鳥地方の周囲の山野では森林崩壊が進んでいた。676年、天武天皇は飛鳥川流域(大和川の上流部)の森林伐採禁止令を発した。飛鳥川の上流に位置する南淵山や朝廷が支配していた畿内の禁制地の伐採・焼き畑禁止を命じている⁽⁵⁾。

これ以降、800年代までに畿内の森林の大部分が伐採され、森林が荒廃した。荒廃した山では保水能力が失われ、沢水や湧水が枯渇して生活環境が悪化した。竹村公太郎は、桓武天皇による平安京遷都について、「奈良盆地を脱出し、大和川より何倍も大きく水と森が豊かな淀川流域の京都に遷都したのは当然であった」として、森林崩壊が遷都の主たる原因であるという解釈をおこなっている。(竹村, 2014)

806年、朝廷は桂川の氾濫防止を目的に、大井山(嵐山)川岸の林木伐採禁令を出しており、821年には水源涵養や土砂防止のため、水辺山林の破損を禁止している。国土保全のために森林資源の管理がおこなわれていた。866年には、常陸国鹿島神宮造営の材料として、スギ(4万株)、クリ(5700株)を近傍空閑の地に植え、造宮備林とした。林木植栽の記録としては、わが国最古の記録である。また、955年には、阿波国里浦海岸に風潮除を兼ねて魚つきの用(魚が多く集めるための人工林)に供するクロマツ林を仕立てている⁽⁶⁾。

古代より山野は「公私共利」の原則があり、農民は山野から落葉、落枝、灌木、下草などを採取する権利が認められていた。摂関政治が展開する中で、寺社や王侯貴族による私的土地位所有が進み、荘園制へと発展した。荘園領主の権限は、村落への支配を媒介にして山野にも及んでいった。社会が混乱するなかから、武士が台頭し、やがて武家政権が誕生した。武士は、徐々に荘園侵略を進めて権益の拡大を図った⁽⁷⁾。その一つの方法が「下地中分」で、地頭と荘園領主が、荘園絵図を作成し、田畠・山河の下地を分割して支配することを認め合った。山野河海においても、領主権が及ぶこととなった。

南北朝の動乱、そして応仁の乱など戦乱が長期化し、社会が混乱する中で、自治的結合を強化させた惣村が各地に出現する。惣村では、惣掟(地下掟)を定め、自検断もおこなわれていた。近江国今堀(元東近江市)では、「森林の枝を切った者は、罰金として五百文」「薪や炭は村のものを使うこと」などが定められ、違反者は処罰された⁽⁸⁾。

鎌倉時代以降、諸産業の進展が貨幣経済を発達さ

せ、商品流通が活発化した。鍛治、陶磁器業の発達は、薪や炭の消費を増大させた。また、材木を横に切断できる横挽き鋸の普及、さらに室町時代に大型縦挽き鋸「大鏑」が導入されたことにより木材加工の技術革新が起これ、利用できる樹種が広葉樹やマツ類にまで広がり、木材加工業が産業として発展した（湯本、2011）。

室町時代になって天竜の犬居町秋葉神社でスギ・ヒノキの植林が始まり、奈良県吉野川上郡でスギの植林（人工造林）が開始された。

戦国時代になると、戦国大名による城や城下町の建設、鉱山の開発、治水利水の土木工事などで大量の森林資源を消費した。江戸初期には、巨大な城郭や城下町の建設、寺社仏閣の造営が相次ぎ、採取可能な天然林の大半を枯渇させ、岡山で治山治水事業を指導した陽明学者の熊沢蕃山は「天下の山林十に八尽く」（「宇佐問答」）と慨嘆させるほどの森林荒廃を招いた（所、1984）

2.3 近世の林業

1657年1月18日、江戸本郷の本妙寺より出火して、江戸の町を焼き尽くす明暦の大火（振袖火事ともいう）が発生した。この大火災後の江戸の復興に際して、伊勢国度会郡出身の河村瑞賢は、木曽の山林を買い占め、土木・建築を請け負って莫大な利益を得た。江戸期の材木商として、河村以外に角倉了以、岐阜の中島両以、尾張犬山の神戸弥左衛門、駿府の松木新左衛門、江戸の紀国屋文左衛門、奈良屋茂左衛門、大阪の天満屋九兵衛などがいて、江戸時代の商業活動は、彼ら材木商人達が独占していたといつても過言ではない。

江戸の復興が緒についた1661年、幕府と諸藩は林産資源保続のため「御林」（下草から枯れ枝まで採取を禁じた直轄林）を設置した。「留山制度」ともい「木一本、首ひとつ」というほど、厳しい山野利用制限策であった。

江戸時代において山林は、幕府の直轄領（天領）、藩有林、村持山、社寺、有力者などの私有林に大別され、村人は、「村持山」を入会の制度に従って利用するだけに制限されていた。幕府、諸藩が徹底した山林保護政策をとったことにより、民衆は、薪草採取のため入会山に向かうこととなり、各地の入会山が荒廃にむかった。

森林崩壊は下流域の河川の氾濫を引き起こす。1666年、江戸幕府は下流域の治水を目的に上流域の

山林の開発を制限する「諸国山川掟」を示した（大石、1977）。

覚 山川掟

一、近年は草木之根迄掘取候故、風雨之時分、川筋え土砂流出、水行滯候之間、自今以後、草木之根掘取候儀、可為停止事

一、川上左右之山方木立無之所々ハ、当春より木苗を植付、土砂不流落様可仕事（下略）

江戸時代初期、治山治水事業に大きな足跡を残した人物に陽明学者の熊沢蕃山（1619-1691）がいる。熊沢蕃山は、岡山藩で植林や治山治水の事業をおこない、自然生態系保全の重要性、山林が果たす役割や森と川と海をつなぐ生態系のメカニズムなどに関する基本的な認識に到達していた経世的な実践家、思想家である。

熊沢蕃山は、人倫と人徳を備えた者が君主とならなくてはならず、君主が天道と合致する統治をおこなうとともに「仁政」をおこなうことによって、国が栄え、民がさかえると説いた。この「仁政」の重要な柱として位置づけられているのが、「山川は国の本なり」（「大学或問」）という環境思想である。環境の保全とこれにもとづく山林の経営および適切な治山治水は、仁徳を有する君主がなすべき最も重要な政策である。言い換えれば、「仁政」をおこなうことなしには、山林の保全と治山治水は成功しないということでもある（奥谷、2015）。

近年山林が荒廃し、川床が上昇するなど自然環境が悪化しているが、これは国土の重大な破壊であり、その原因は仁政がおこなわれていないからであると見なす蕃山の論法は、徳川幕府にとっては看過できない事柄であった。熊沢蕃山が晩年古河藩に蟄居・幽閉させられたのもこうした幕政批判の故であった。

17世紀後半以降、幕府の林業政策は自然育成から人工育成へと転換がみられるようになった。幕府に倣って諸藩でも有用材を産出する重要山林を「御林」「御立山」などと称して直接管理し、村人の森林資源の利用を制限した。とりわけ尾張藩の森林監視は厳しく、「木一本、首一つ」といわれ、「木曽五木（伐採が禁止されたヒノキ・ヒバ・サワラ・ネズコ・コウヤマキの五種類の樹木）」を一本でも伐ると、盜伐者の首が飛ぶほど徹底したものであった。

2.4 近代の林業

江戸時代に、幕府や諸藩は森林保全と木材の使用

統制を目的として直轄林、御林などを指定し、森林資源の利用を厳しく制限してきた。山野のみならず、屋敷内、社寺境内林において一定の幹周り以上となった樹木は留木として藩庁に届け出ることになっており、みだりに伐採はできなかった。幕府が崩壊し、維新政府のもとで、それまでの封建的な諸制度は撤廃され、森林資源に対する厳しい統制はなくなった。

明治政府は、1873年、地租改正条例を公布して、土地所有者に地券を交付して土地所有権を明確にし、地券所有者を納税者とする税制改革をおこなった。この地租改正に際して、それまで、入会地とされてきた土地や山林が「持主不明」であるという理由で、官有地や御料林に組み入れられ、住民の自由な利用が禁止されてしまった。西日本では、山林開発が盛んで、土地所有関係が明確であり、山林の私有が広く認められたが、東日本ではそういう権利関係に疎く、森林の約80%が官有地や御料林となった。その結果、多くの農民や山の民が山林から排除され、森林の荒廃が一層激しくなった。

19世紀、ヨーロッパにおいて林学が発達した。ドイツでは人口増加による森林乱伐があったが、「山林保存ノ法」を制定し、公有林のうちでも国有林には「嚴重ノ山林律」を適用して乱伐を食い止め、かつ「官ヨリ苗植繁茂ヲ務ムルコト」によって育林を進め、成功を収めていた。

1871年、岩倉具視を団長とする欧米使節団が派遣され、欧米諸国の政治や経済、産業などを視察して1873年に帰国した。同じ頃、長州出身の松野礪がドイツに留学して、ベルリン郊外にあるエーベルスワルド官立フォレストアカデミーに在籍して、ドイツの林学を学んで帰国した。

使節団の団員として欧米を巡回して帰国した大久保利通は、日本の林業政策はドイツを手本にすると決めていた。ドイツから帰国した松野は、内務卿大久保利通のもとで、官吏として、山林局の組織をつくり、日本の林業行政の基礎を築いた。山林局からは、ドイツに多くの留学生が派遣されている。わが国の近代林業政策は、ドイツ留学生の影響を色濃く受けることになる。松野はその後、山林学校の創設、東京農林学校(のち帝国大学農科大学)教授などを歴任し、日本の林学の基礎を築いた(並松,2016)。

1897年に森林法を制定して、国有林に対する監督権を強化させ、やがて民有林へも監督権が及ぶようになった。政府は、国有林の経営を国家財政の収入源として位置づけ、ドイツ式の一斉造林・皆伐を取

り入れ、生産性を上げることで木材需要の増大にも対応しようとした。

土倉庄三郎は、1902年に『再ビ林政ノ刷新ヲ論ズ』(私家版)を刊行して、山林の荒廃を訴え、林業政策の遅れを指摘し、木材資源を確保するための植林ではなく、頻発する水害を抑え、村民の貧困を救うことが重要であると説いている⁽⁹⁾。さらに「地方林業ノ発達ヲ謀ルヲ要ス」として、国有林の不要林野を地方自治体に割与公売にかけることを訴えている。政府が700万町歩の国有林を経営して、改良造植するのは不可能な事業であると強調し、各府県に森林行政機関を設けることを提案している。土倉は政府の行なう森林政策が日本の実態に合っていないとして、「文書的経営」という言葉で政府の杓子定規な施業計画は、机上の空論であると批判している(田中,2014)。

明治初期より、国有林の経営においては、ドイツ流の「一斉造林・皆伐」という方法が採用されてきた。ドイツではその後の林学において、恒続林思想に基づく「択伐・天然更新」という方法が開発された。この方法は、基本的に植えずに自然と苗木が育つことを期待するもので、財政的な負担が軽くなるという利点があった。ドイツでは一斉造林・皆伐の施業法を実施するため、高等森林官制度を設けて、森を見る目をもつ優秀な人材育成をおこなった。高等森林官は専門職で、社会的地位が高く森林に関する深い知識と実務経験が求められる職種である。

1920年代以降、わが国でも、この「択伐・天然更新」が採用された。しかし、人材育成がなされておらず、素人によって杓子定規に実施されることになり、結局失敗に終わった。まさに、土倉が指摘した官吏による「文書的経営」が、森林破壊をもたらしたのであった。

3 奥三河の林業とその展開

3.1 奥三河の自然と歴史

奥三河は、旧三河国北東部で新城市(旧南設楽郡)、北設楽郡、豊田市東部(旧東加茂郡)の山間部の総称である。北設楽郡一帯は、海拔1000m前後の山々が連なっており、中でも段戸連峰は古来より「御林」と称せられ、トチ・カツラ・ホウ・ブナ・クリ・ハンノキなどの天然林が広がっている。

奥三河一帯は、森林資源に恵まれており、平安時代から高橋新莊(足助莊)、設楽莊(富永莊)とし

て莊園開発が進められていた。近世になって、商品経済が発達するなかで、三河から北上して伊那谷経由で飯田に向かう伊那街道（飯田街道）が発達した。

伊那街道は、中馬道・善光寺道ともよばれ、中馬の往来や、長野の善光寺参詣の通行が盛んであった。中馬とは、宿場問屋を経ずに荷主との直接契約で荷物を運ぶ制度で、農民が作間稼ぎのために馬を使って荷物を運び、遠方へ商売に出掛けるものをいった。三河から信州へは、塩・茶・魚類・小間物・陶器・綿などが運ばれ、一方、飯田から三河（名古屋）へは、煙草・生糸・元結・木地類・麻苧などが運ばれた。その宿場町だった足助には塩問屋が数多く並び、商業の町として発展した。

奥三河の主な産業は林業で、吉野と並んで全国有数の木材産地として知られている。その歴史は古く鳳来寺山には樹齢 1300 年といわれる杉の木や作手の湿原からは縄文杉の木片が出土しており、スギやヒノキが自生した天然林が存在したと伝えられる。

1340 年、伊勢神宮の第 35 回式年遷宮の内宮用材として、三河国設楽山から大量のヒノキを伐り出した記録が残されている。江戸時代になると、奥三河の山林の大部分が幕府の直轄（「御林」）となり、庶民の自由伐採はできなくなった。明治に入りこれらの「御林」は維新政府が継承して「官林」となり、一部は、皇室の財産である「御料林」に編入されて宮内省の管理下におかれた。

3.2 木地師

木地師とは、トチ・ブナ・ケヤキなどの原木を求めて、山中を移動する集団で、木工ロクロを使用して、椀や盆など木製容器の製作を生業とする人々の呼称である（轆轤工・木地屋とも称されるが、本論では木地師と表記する）。

彼らは、平安初期の悲運の皇子惟喬親王を祖神と仰ぎ、近江国東小椋村の蛭谷・君ヶ畑（現滋賀県東近江市蛭谷・君ヶ畑）を根元地として、全国各地の深山で木地稼業に従事してきた。根元地に所在する筒井八幡宮や大皇器地祖神社が氏子駆制度を通じて、全国の木地師を支配していた。木地師は白木の半製品を生産し、それを塗師が漆を塗って完成品にして流通業者を通じて、市場に出荷した。

奥三河における木地師の一大中心地は、北設楽郡一帯である。傾斜の急な山岳地帯は、広葉樹を卓越林とする自然林が繁茂しており、木地師が木地に適した原木を求めて入山したと考えられている。とり

わけ、豊根・富山両村境の霧石峠、上津具・根羽（もとは三河の領分であった）両村境の折元峠、豊根・旦開（信濃）両村境の新野峠、上津具・稻橋両村境の面ノ木峠、振草村、段戸村一帯並びに茶臼山、鞍掛山、神野山の峡谷などで木地師集落を形成して、木地稼業に従事してきた。

江戸時代以降、奥三河の広大な山野が幕府の直轄地（御林）に組み込まれ、また、津具山に代表されるように、村の入会山に組み込まれる山域も多く、木地師の活動は狭い範囲に限られていた。奥三河一帯では、トチ・カツラ・ホウ・クリ・ハンノキ・シオジ等の広葉樹が繁茂しており、これらの樹種を用いて丸膳・茶盆・椀類などを製作した。

木地師が奥三河で木地稼業を始めた時期は定かではない。南設楽郡鳳来町島田村には、1420 年、筒井与次右衛門が來村して木地業を営んだという記録が残されている⁽¹⁰⁾。室町時代末期には、三河・信濃が越前・美濃と並んで一つの中心をなしていたと思われ、木地師総支配筒井正八幡神主大岩氏の系図に、一族助太郎吉久が「三州板山に住す」と見えるのもわかる。大岩氏は神人で単なるロクロ工ではない。おそらく筒井公文所の支配的存在として、三河の木地師取締りに任じたと思われる。

全国の木地師を支配する筒井八幡宮や大皇器地祖神社は、氏子駆と称して七・八年ないし十年毎に社中の者が諸国木地山を巡回して、初穂料等を徴収した。その際の徴収台帳（「氏子駆帳」）が根元地に残されている。その「氏子駆帳」によれば、享保年間（1716～1736）には豊根村字蛭谷下山間袋、牧之島、川宇連、振草の古戸、御殿村の布川、津具山、稻橋村の野入山を木地師居住地としてあげている。しかし、野入には、延宝年間（1670 年代）の木地師の墓が存在し、北設楽郡への木地師の入山はそれよりも以前であると考えられる。

北設楽郡の山岳地域には、木地師によって開かれた集落が多く、木地師の活躍が地名として今に伝えられている所は多数にのぼる。北設楽郡内で、太閻検地、古文書、伝承などによる木地師が開いた集落として、設楽町（50 力所）、豊根村（4 力所）、津具村（6 力所）、稻武町（20 力所）が確認できる。

木地師の支配をめぐり、根元地の蛭谷は京都神道家の吉田家、君ヶ畑は京都神祇伯の白川家と結んで、対立が絶えなかった。1804 年、白川家の家来が美濃岩村山から三河に入り、蛭谷派の木地師に君ヶ畑に付属することを強要した。津具山の木地師は承知せ

ず、国境地帯の木地師らに応援を求める、ついに、根羽庄村屋方に泊まっていた白川家の家来を襲撃するという事態に発展し、江戸表の寺社御奉行所での裁判沙汰となった。1808年に、沙汰が下され、関係者が処罰された。この事件の顛末は各地の木地師集落にも伝えられ、木地師の存在を広く一般に知らしめる契機ともなった⁽¹¹⁾。

3.3 豪農古橋暉児と奥三河の木地師

古橋家の故郷は、飛驒国大野郡丹生川村で大工を家業とする家柄であった。17世紀初めに美濃の中津川に移住し、1716年、古橋義次は美濃から三河国設楽郡稻橋村（現豊田市稻武町）に移り住んだ。古橋義次をもって三河古橋家の初代とし、酒造りと質業を営み質地地主として成長し、宝暦期には名主となっている。

弱冠19歳で家督を継いだ古橋暉児は、酒屋の再建と、実弟が経営する美濃屋木地店の再建に奔走する傍ら、林業にも力を尽くした。古橋家が保有する大井平の山林で、植林に着手した。この植林は、後に「天保の植樹」とよばれ、稻橋村の村民を説得し、スギ・ヒノキ・サワラの苗木を植樹した。費用は戸割りとした。植林は「潰百姓備、凶作備、火災並びに疫病備」のためであるとし、「植林木は勝手に売払、質入などをしてはならない」と定めて、これを代官所に届け出て、奥印を受け、連署して村落共同の施業を確立し、「共存共栄」の基を拓いた。この天保の植樹は3万5千本を数えた（古橋、2003）。

稻武町と設楽町の境に位置する井山はもと百姓の持山（入会山）であった。江戸時代になって、天領（御林）となり、樹木の伐採ができなくなった。1872年に、井山は官林に編入された。古橋暉児らは、1874年、政府に官林払下げ願いを提出し、何度も建白を繰り返すなかで、1883年、払下げが認可された。「この地が山村であるため、農民は山林に依存する以外に生活が成り立たない」という意識に負うところが多く、農民にとっては、「井山御林」は自らの肥料給源としても、薪炭源としても生活から切り離せない対象」であった（芳賀、1961）。

井山払下げ認可が下りる前の1881年、暉児は嗣子義真を通じて、村人たちに「百年計画の植樹法」を発表した。古橋家の田畠を稻橋村に供託し、その田畠の作徳米を費用として、村人は共有地に毎年苗木100株を植樹し、100年間はいかなることがあっても

伐採、売却を禁止し、101年目より1年分づつ輪伐し、その跡に苗木を植えるという計画である。

1883年、井山払下げが認可されると、その費用総計1700円を古橋家が全額立替えて（後に村に寄附）、31カ条に及ぶ「共有山へ植林並びに売却法規約」を定め、村中連署の上制定した。この百年計画の植樹はその後、井山で実践され、その思想は郡内はもとより、隣接する長野県根羽村、岐阜県矢作町にも伝播し、1885年、天竜水系の林業家で知られる金原明善も、教えを請いに稻橋村に来ている。井山の共有山は、分割すること無く、今に受け継がれており、町民自身の手によって造林は進められ、国土保全、矢作川の水源涵養に貢献してきた（古橋、2003）

3.4 明治維新と入会地の御料林化への対応

明治政府は1871年、太政官布告によって、全国の土地を官有地・民有地に区分し、土地所有者に地券を交付して、土地所有権を確立した。この結果、全国の山林で樹木を伐採して木地製品の製作に従事してきた木地師は大打撃を受けた。各地で「盜伐」という罪で裁判にかけられ、不法な土地利用者として立ち退きを命じられ、大多数の木地師は、廃業、転業のやむなきに至った。維新政府の樹立とともに、木地師文化は終焉を迎えるに至った。

古橋家の一族が経営する美濃屋は、天保年間（1840年代）に3代目義宴が、美濃屋の店舗内に木地職人を雇って木地製品の製造販売を行う木地店を創業した。しかし経営がうまくいかず、しばらくして木地店は閉鎖された。

義宴に後継がなく、本家の暉児の実弟義粲が美濃屋の4代目として婿入りし、兄の暉児の勧めもあり、木地店を復活させ、近江国筒井公文所支配の木地師とは別派の、いわゆるわたり木地師を各地から集め、木地工場を直営にし、塗師を招いて素材から漆塗りまでの一貫作業をおこなった。常に2,30人の職方を動かし、また販路も拡大して繁盛した⁽¹⁵⁾。

井山は1883年に稻橋村へ払い下げられた。その立役者は暉児であった。スギの苗木を植えるのであるが、そのためには、まず、地明け（雑木の伐採）が必要となる。近隣には、原木をさがしもとめている木地師もあり、また、実弟の美濃屋でも木地製品の製造販売をおこなっていた。暉児は近隣に住む木地師たちを井山へ呼び寄せた。1885年、大蔵宗右衛門ら8戸が入山し、その後、入山が相次ぎ、1895年までに20戸に達している。木地師は横川の上流約4

km、県道稻橋坂宇場線に沿って木地師集落を形成した。その中には、大岩ふさも含まれている。

木地師社会の混乱期に、木地師のゆく末を案じて東奔西走したのが、木地師総支配所である蛭谷の筒井八幡宮神主大岩実寿の未亡人大岩ふさであった。ふさは、各地の木地師集落にでむき、様々な相談に乗っていた。稻橋村井山にでむいて長く寄留し、対応策について木地師らと協議していたのであった。

井山に入山した木地師は、美濃屋の支配をうけた。美濃屋と木地師の関係は、オヤカタとコカタの関係で、生活必需物資は美濃屋が調達した。木地師が造った木地製品は、美濃屋に運ばれ、漆塗りが行われ、名古屋、桑名、岡崎方面に出荷された。

美濃屋で木地挽きを習い、職人となった者に御所貝津の原田伊太郎、稻橋の鈴木政二郎・熊谷福太郎らがいる。原田家はその後も木地家業を継承し、現在3代目の原田浩二氏が伝統を受け継いでいる。

稻橋村では、木地師の入山で木地製品の生産も盛んとなり、美濃屋も活況を呈した。しかし、徐々に木地製品に適した原木が減少し、木地師の稼業の継続が危ぶまれた。

暉兒は、御料局長官を歴任した品川弥二郎と知己を得ており、1892年、旧知であった御料局の官吏田中長嶺（新潟県長岡出身、椎茸栽培や炭焼きの技術指導のため、全国各地を回指導していた）の来郡に際して、困窮化する木地師のことに話が及び、窮状打開の方策について相談した。その結果、三河段戸山の御料林に植林を行うという条件で、雑木林払い下げを御料局に申請することになった。

田中は翌1893年4月、再び、同地を訪問し、古橋暉兒の後継者である義真の案内で、木地師が住む井山に向かい、木地師小椋民治と面会した。小椋民治の本籍は滋賀県東小椋村蛭谷であった。当時、民治宅に大岩ふさが滞在しており、田中は大岩と懇談し、木地師の歴史や伝統に興味関心を抱き、また、老齢の身であった古橋から惟喬親王についてその偉業を調べて欲しいと嘆願され、田中はこの申し出を快諾し、それ以後、精力的に惟喬親王に関する調査・研究や木地師の調査に没頭した。

田中による木地師や惟喬親王の研究の成果は、1900年『小野宮御偉績考』と題して近藤活版所から出版された。この間の調査経費や書籍の出版費用はすべて暉兒やその後継義真が負担した。ともあれ、この著書の公刊が、惟喬親王の事績のみならず、木地師文書、木地師による椀・盆などの製作、彼らの

習俗、さらに根元地（蛭谷・君ヶ畠）の果たす役割などを広く世に紹介する契機となった。

古橋暉兒の尽力により、20世帯の木地師は井山で木地稼業に専念していたが、広さ1200町歩の山林も、原木が伐採可能な地域は150町歩ほどで、7、8年すると過半が伐採されて、次の山を探さなければならなくなつた。木地屋の窮境に同情し、その活路打開に尽力したのが、古橋暉兒の子義真である。義真は父親同様、林家として一生を終えた人物である。

1983年、大岩ふさは、古橋義真らと協議の上、井山で木地師として活動している大蔵磯次郎を筒井八幡宮の副総代とし、当地方の木地職の取り締まりその他の手続きを委嘱し、同時に、宮内庁へ段戸地区的御料林の木地用木の無償払い下げを請願するよう手はずを整えた。

「決約証および副総代嘱託書」

一、今般日本國中ニ在御料林木地用木無代価ニテ
御払下ヲ其筋江奉請願ニ付而者貴殿等一族惣代ヲ
以テ取計委託候故ハ右事件成就ノ上ハ貴殿等共々
一同協議ヲ以テ取計可致候故更ニ故障等聊モ申間
敷依テ約定証如件

滋賀縣愛知郡東小椋大字蛭谷

明治二十六年十月二十日

筒井小野宮社務	大岩ふさ 印
	小椋仙弥 印
	大蔵磯次郎 印
	小椋金一郎 印

大蔵磯次郎は、宮内庁へ惣代大蔵磯次郎名義をもつて陳情ならびに請願を提出した。古橋義真や品川・副島らの助力もあり、申請は認可され、1898年に大岩ふさより大蔵磯次郎當てに次のような通知が届いた。

「一、宮内省請願惣代に付ての通知書」

今般宮内省請願之義ニ付木地師惣代ヲ願置候也依テ万事御注意在之度俟也

近江國愛知郡東小椋邑大字蛭谷

日本國中木地師元祖

明治二十八年四月 日 大岩ふさ 印

三河國北設楽郡稻橋邑字井山

木地職 大蔵磯次郎殿

一、段戸山御料地人夫頭辞令 大蔵磯次郎

明治三十三年段戸山御料地地拵事業中人夫頭申付

明治三十三年九月 御料局技手補

橋本浅之丞 印

1896年6月18日、西川地区借地および木地用材払い下げの認可があり、同年7月1日、段戸山の西川谷に大蔵磯次郎・同喜三郎ら6戸、鰐沢に5戸が移住し、翌年8月には2戸がその後を追った。ここにおいて井山部落は一挙に戸口の3分の2が減少し、その後も、段戸へ移住する木地師が相次いだ。1906年に最後の1戸が段戸へ移住し、20年にわたる井山木地屋部落は廃村となった。

一方、井山から移り住んだ木地師よって開拓された段戸部落は井山部落とはその性格を異にし、木地屋部落と山林人夫部落とをませたようなものであった。春から夏にかけては植林・下刈りの山仕事に従事し、秋から冬にかけては木地師として木地稼業に従事した。大蔵磯次郎が卸料林の人夫頭を拝命したのは1900年で、休泊所が設置されるまでの間、御料局の役人は磯次郎の家に寝泊まりした。

段戸御料林では、毎年百町歩ずつ払い下げが行われたので、木地用材もその中から特売され、西川の木地師集落は20戸にも達し、鰐沢の5戸を加えて井山にまさるとも劣らぬ繁栄をみせた。しかし、大正年代に入るとともに払い下げは激減し、1921年ごろには木地稼業は継続が困難となった。そこである者は活路を名古屋や豊橋に求めて山を降り、また、ある者は他山に移って製炭業に転業した。

明治以降の木地師は、まさに時代の流れに翻弄され、稼業として連綿として受け継いできた木地師としての職業を廃業せざるを得ない状況に追い込まれ、山を離れた。先祖が段戸の木地師の末裔であるという名古屋在住の大蔵某氏は、先々代が段戸から名古屋に転居して木地師を継続し、3代目である。盆を専門に注文生産を行っている。先祖の墓が段戸にあり、時折、親族で墓参りをしているという。親族の多くは、何らかの形で木に関わる仕事に従事している。山の民としてのDNAが受け継がれているようである。

4 戦後の林業の歩み

太平洋戦争の勃発とともに、木材や木炭の需要が急増し、過度な森林伐採によって、各地の山が禿げ山と化した。終戦後は、住宅や産業施設再建のため、乱伐が行われ、森林破壊が進んだ。

1951年、「森林の保続培養と森林の生産力の増進」を図る目的で森林法が制定された。同法の特徴は、森林計画、保安施設、森林組合制度の整備にあった。

戦後復興が進む中で、木材の需要が急増して価格も高騰した。木材の安定供給を図る目的で、1957年、国有林合理化方針が立てられた。いわゆる拡大造林事業の幕開けである。さらに、1964年、森林資源の確保・国土の保全などをめざして、林業基本法が制定された。経済性重視の拡大造林事業によって、全森林面積の約40%（国土面積の約28%）の人工造林地が造成された。

ところが、燃料革命が浸透して薪炭の需要が激減し、さらに、木材の輸入自由化にともなう国産材の価格低下などにより、林業は不振となり、森林の荒廃、国有林会計の巨額の赤字を招いた。

政府が強力に推し進めた高度経済成長戦略に伴って、農山村から都市への人口流出が著しくなっていった。1960年の林業就業者は44万人、これが2000年には6万7千人に減少している。林業従事者のみならず、第一次産業従事者の減少は国策によるものであったといつても過言ではない（谷本、2006）。

拡大造林事業という経済至上主義にもとづく政府や高級官僚による机上で立案した林業政策は、またもや大きな過ちを犯してしまった。まさに人為的な森林破壊であり、森林の荒廃は、河川の崩壊や洪水の多発など下流域に暮らす人々にも深刻な影響を及ぼし始めた。地域住民や全国町村会、経済界などからも、林業政策の抜本的見直しを求める声が日増しに強まってきた。

1984年4月10日、第101回衆議院農林水産委員会において、国有林や保安林に関する法律の改正に伴う委員会が開かれ、その参考人として愛知県稻武町長、稻武町森林組合長を務めていた古橋茂人が出席した。その委員会から今後の林業の在り方を問われ、古橋は、「皆伐をしないという林業」であり、「公益的役割を果たしつつ、木材資源を不斷に供給しうる施業はこの非皆伐施業、複層林經營であるとの自信を深め、林業不振の今日こそその技術体系を確立すべきものと試験研究を重ねておるところでございます。」と述べ、従前の皆伐施業や単層林中心の施業を改めるべきであると主張した。

1992年、リオデジャネイロで地球サミットが開催された。世界172か国の代表、NGOの代表らの4万人を越える人々が集う史上最大規模の国際会議となり、世界に大きな影響を与えた。この会議で、「森林に関する原則」（森林の多様な機能の維持及び持続的経営の強化、森林政策の在り方など）が採択され、森林の経済性重視の政策からの方向転換を参加

各国に求めたのであった。

その後、政府の林政審議会会長に就任した古橋茂人は、1997年12月、農林水産大臣の諮問にたいし、「林政の基本方向と国有林野事業の抜本的改革」を答申している。その答申の概要は、「公益的機能の発揮、森林資源の成熟化への対応、森林整備の推進体制の確立」などである。

この答申をうけて、政府は2001年から明治以来継続されてきた林業政策の全面改正作業に着手した。作業が進むなか、2003年2月、経済同友会は「森林再生とバイオマスエネルギー利用促進のための21世紀グリーンプラン」と題する政策提言を公表した。その提言によれば、「今まで政府が積極的に推進してきたスギやヒノキなどの同一の針葉樹を植林し、30~50年で皆伐・造林を繰り返す、単層林中心の施業を抜本的に見直す必要がある」と指摘し、「複層林」への移行、また、補助金頼みの「森林組合」が非効率で、民業を圧迫しているとして、抜本的な改革を求めていた。

国際社会からの要請や、古橋茂人らの答申、さらに、経済界からの提言をうけて、漸く政府は、明治以来の行政主導による経済性重視の林業政策を全面的に改正することとなった。2008年の最終改正をへて「森林・林業基本法」が制定された。この「森林・林業基本法」は、その第2条において、森林は「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能」を保持しており、「将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない」と定め、第3条では、「林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない」と規定している。

森林資源をめぐる国際的な議論、そして、国内でも山林政策をめぐる様々な議論が戦わされるなか、政府も漸く、明治以来の林業政策を見直し、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」を基本理念とする新しい林業政策が打ち出されたのであった。

奥三河で古橋暉児が始めた「共生共栄の林業」の精神は、古橋家によって脈々と受け継がれてきた。その流れをくみ、林政審議会会長の要職にあった古橋茂人の活動が、国家の林業政策を根本的に転換させる原動力となった。

5 まとめにかえて

自然の恵みをおろそかにする人間の行動について、19世紀末に北米インディアンのクーリー族が残した言葉に次の二節がある。

Only when the last tree has died.

and the last river been poisoned.

and the last fish been caught,

will we realize we cannot eat money .⁽¹⁶⁾

効率性、経済性ばかりを追求し続ける現代人には、大変、重い言葉である。日本の山野河海は、元来、無主の世界、聖なる場所であった。その山野河海の恩恵を受けて、人々は心豊かに生きてきた。

明治以降の歴史を顧みると、為政者に「国民の安寧を護る」という意識は微塵も感じられない。中央集権化、近代化（ヨーロッパ化）の名の下に、社会の仕組みを大きく変質させ、文化の断絶をもたらした。なにより、幾世代にもわたって、連綿と受け継がれてきた山の民の暮らしを、たった1つの法令によって奪い取ってしまった。

明治以降の政治は、常に、「上から目線」「行政主導」「縦割り」で行われている。国民の暮らしや、現場を全く顧みることのない官僚による机上ののみでの政策立案が、結果としてすべて裏目に出ている。

森林の政策を、歴史的視点から考察してみると、森林は収奪の対象であって、保護の対象では無かつた。国策の単一樹種による拡大造林政策が、今日、森林破壊のみならず生態系にも悪影響を及ぼしている。経済性重視の政策が、復元が不可能なまでに、山林に大きな損害を与えてしまった。

アメリカの森林官アルド・レオポルド(1886-1948)は、『野生のうたが聞こえる』のなかで、「土地倫理」という新しい倫理の概念を提示した。レオポルドによれば、倫理はその土地に生きる人間と動植物の関係全体に適用されるべきであり、土地倫理は、ヒトという種の役割を、土地という共同体の征服者から単なる一構成員へと変える。そして、共同体という概念の枠を土壤、水、植物、動物、つまりはこれらを総称した「土地」にまで拡大した。「土地」は「生態系」とほぼ同じ意味となる。

江戸時代中期の陽明学者熊沢蕃山は「山川は国の本なり」を説き、自然環境の保全の大切さを説いた。一方、幕末から明治初頭にかけて活躍した林家の古橋暉児は、「天保の植樹」、「百年計画の植樹法」を通じて、山村に住む人々に植林と輪伐による「共生共栄の林業」を説き、その実践を通じて、豊かな

暮らしを地域の人々にもたらした。まさに篤農家であった。

この三人の思想に共通するのは、「自然との共生」である。「人間中心主義(anthropocentrism)」的な見方から「環境中心主義(ecocentrism)」的な見方への転換がもとめられている。

しばしば、「国土強靭化」という言葉を耳にする。国土を切り刻み、荒廃させたのは、私たちである。その荒廃が最も進んでいるのが森林だ。河川や海岸もさることながら、本来の美しい森林の姿を取り戻すことが、何より優先されるべき事項と考える。

注

- (1) 全国町村会 (2001) 『21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか』
- (2) 全国町村会 (2006) 『私たちは再び農山村の大切さを訴えます』
- (3) 日本古典文学大系 『日本書紀』 神代の卷上, 岩波書店, 1986, p128
- (4) 新訂増補国史大系『令義解』雜令卷十, 吉川弘文館, 2000, p334
- (5) 日本古典文学大系 『日本書紀』 天武天皇下, 岩波書店, 1986, p423
- (6) 社団法人国土緑化推進機構「木を植えた『日本人』」「ぐりーんもあ」別冊 Vol.1
- (7) 例えば、『高野山文書』によれば、13世紀後半、紀伊国阿豆河荘上村の百姓（林業従事者）らが、武士（地頭）の非法を訴えた事例などがある。
- (8) 仲村 研『今堀日吉神社文書集成』雄山閣, 1981
- (9) 土倉庄三郎 (1840-1917) は、奈良県吉野郡川上村の林家にうまれ、伝統の吉野林業を集大成し「日本林業の父」と称されて日本を代表する林業家である。
- (10) 津具村編集・発行 (1998) 『津具村誌』 p113.
- (11) この事件の顛末は、松山義雄 (1985) 『深山秘録』法政大学出版局、永源寺町史編さん委員会編 (2006) 『永源寺町史』(通史編)永源寺町に詳しい。
- (12) 旭硝子財团(2010)『生存の条件－生命力溢れる 地球の回復』信山社, p35.

引用文献

- アルド・レオポルド(1997) 新島義昭訳『野生のうたが聞こえる』 講談社学術文庫, p315-351
- 浅原昭生(2012) 『廃村と過疎の風景』6, HEYANEKO, p12.
- 大石慎三郎(1977) 『江戸時代』中公新書, p60-62.
- 大野 晃(1991) 「山村の高齢化と限界集落」『経済』7月号.

- 大野 晃(2005)『山村環境社会学序説』農山漁村文化協会, p7.
- 奥谷浩一(2015)「環境倫理学から見た熊沢蕃山の思想」『札幌学院大学人文学会紀要』第97号, p114
- 倉重加代(2012)「山村の社会学的分析に関する試論」『鹿児島大学地域政策科学研究』9 p3, p70.
- 竹村公太郎(2014) 『日本史の謎は「地形」で解ける』PHP文庫, p367-369.
- 田中淳夫(2014) 『森と日本人の1500年』平凡社新書, p54-57, p124-125.
- 谷本丈夫(2006) 「明治期から平成までの造林技術の変遷とその時代背景」森林立地学会「森林立地」48(1), p61.
- 田畠久夫(2002) 『木地屋集落』古今書院, p9-22.
- 千葉徳爾(1976) 「山村の生態」『日本民俗学講座』1, 朝倉書房, p5-36.
- 所三男(1984)「林業」『産業史II』山川出版, p198.
- 並松信久(2016)「土倉庄三郎の富国殖林思想—明治期の吉野林業をめぐって—」『京都産業大学論集』巻33, p29 - 59.
- 芳賀 登(1961) 『明治維新の精神構造』雄山閣, p144.
- 古橋茂人(2003)『新古橋林業誌』財団法人古橋会, p9-49.
- 松沢裕作(2016) 「日本近代村落論の課題」『三田学会雑誌』108-4, p118-119.
- 湯本貴和(2011) 「森から林、そして里」『里と林の環境史』文一総合出版, p14.

参考文献

- 北設楽郡木地屋研究会編(1957)『奥三河の木地屋』愛知県教育委員会設楽教育事務所発行
- コンラッド・タットマン(1998)熊崎実訳『日本人はどのように森をつくってきたのか』築地書館.
- 杉本 寿(1974)『木地師制度の研究』精文堂.
- 須藤 譲(2010)『木の文化の形成』未来社.
- 高木俊輔(2011)『明治維新と豪農』吉川弘文館.
- 橋本鉄男(1985)『木地屋の民俗』岩崎美術社.
- 藤田佳久(1981)『日本の山村』地人書房.
- 文化庁文化財保護部編(1972)『木地師の習俗』2 愛知県・岐阜県
- 宮本常一(1975)『山に生きる人びと』未来社.

(原稿受理年月日 2018年12月5日)